

### JAS構造材活用宣言事業者等の皆様へ

日頃より、木材産業行政に、ご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、林野庁では、非住宅分野における木材利用の促進に向けて、公共建築物の木造化・木質化、木造建築物の設計・施工に係る技術の普及及び人材の育成、建築物木材利用促進協定制度の推進などに取り組んでおります。

特に、平成30年度からは、JAS構造材実証支援事業（令和3年からは、都市木材需要拡大事業を含む）により、非住宅分野を中心とするJAS構造材等の利用拡大を支援しております。同事業の実施に当たっては、2,000社を超えるJAS構造材活用宣言事業者及び都市木利用拡大宣言事業者（以下、両者あわせて「JAS構造材活用宣言事業者等」）の皆様へ、JAS構造材の普及と利用（又は都市部を中心とした木材の利用の拡大）を自ら宣言し、3ヶ年目標を設定して頂いた上で、非住宅分野を中心とする建築物の実証に取り組んで頂いてまいりました。

今後、非住宅分野における需要の開拓に当たっては、皆様方が実証事業の実施を通じて蓄積してきた技術的経験を活かして頂くことが極めて重要であると考えております。

つきましては、JAS構造材活用宣言事業者等の皆様におかれては、自ら設定した目標の達成に努めるとともに、都市の木造化推進法に基づく「建築物木材利用促進協定」の締結や、コンシェルジュの活用、林野庁が作成した普及資料の活用などにより、非住宅分野における木材需要の拡大に向けた取組を積極的に展開して頂けるようお願い致します。

林野庁としても、関係予算の確保や、地方自治体に対する働きかけに積極的に取り組んでまいります。

皆様方と力を合わせて、木材需要を喚起していきたいと考えておりますので、ご協力のほど、よろしくようお願い致します。

令和6年8月

林野庁長官 青山 豊久